令和2年4月1日 校長決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) この基本方針において「いじめ」とは、当該生徒が本校に在籍している等当該生徒と一定 の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット を通じて行われるものを含む。)であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感 じているものをいう。
- (2) 学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- (3) 生徒がいじめの解決に向けて主体的に行動できるようにする。
- (4) 学校全体で組織的に取り組む。
- (5) 学校に加え、関係者の連携の下、社会全体でいじめ問題を克服する。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本的な考え方にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域 住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期 発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切 かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を実行的かつ 組織的に行うことを目的とする。

- イ 所掌事項
- ① いじめの未然防止、早期発見、早期対応
- ② 重大事態への対処
- ③ その他委員長が必要と認める事項
- ウ会議
- 月1回程度、その他調査結果や情報提供に基づき必要に応じて開催する。
- 工 委員構成
- ① 委員長は、校長をもって充てる。
- ② 副委員長は、副校長をもって充てる。
- ③ 委員は、生徒部担当、各学年担当、養護教諭、スクールカウンセラー、その他委員長が指名する者を充てる。
 - (2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動への対応において、関係機関と迅速かつ適切に連携できるサポート体制を 確立し、生徒の健全育成を図るとともに、いじめ対策委員会を支援することを目的とする。

イ 所掌事項

- ① いじめ問題の対応の充実を図る。
- ② いじめ対策委員会を専門的知見をもって助言・支援する。
- ③ 本校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供する。
- ウ会議

必要に応じて開催する。

- 工 委員構成
- ① 委員長は、校長をもって充てる。
- ② 副委員長は、副校長をもって充てる。
- ③ 委員は、主幹教諭、保護者、子ども家庭支援センター職員、その他委員長が指名する者を充てる。

4 段階に応じた具体的な取組

- (1) 未然防止のための取組
 - ア いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行
 - イ いじめに関する校内研修の計画・実施
 - ウ 生徒会による主体的な取組への支援
 - エ 学校サポートチームとの定期的な連絡会議の開催
 - オ 学校評価による検証と基本方針の見直し
- (2) 早期発見のための取組
 - ア スクールカウンセラーによる全員面接計画
 - イ 生活意識調査やいじめの実態調査によるいじめに係る情報の収集
 - ウ 定期的な個人面談計画
 - エ 全教員による校内巡回等を通じた生徒の観察計画
 - オ いじめの発見チェックシートの集約・分析
- (3) 早期対応のための取組
 - ア 速やかな対応策の検討、実施
 - イ 被害の生徒の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア
 - ウ 加害の生徒に対する組織的・継続的な観察、指導等
 - エ いじめを伝えた生徒の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア
 - オ 学校サポートチームを通じた警察等との情報共有
- (4) 重大事態への対処
 - ア 中部学校経営支援センター支所への報告と連携

- イ 被害の生徒に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護や情報共有の徹底
- ウ 警察への相談・通報や子ども家庭支援センター等との連携
- エ 加害の生徒への懲戒や出席停止の検討
- オ いじめ対策緊急保護者会の開催

5 教職員研修計画

- (1) 年3回以上の「いじめ総合対策実践プログラム編」を活用した校内研修を実施
- (2) いじめ問題に関わる研修会等への参加

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者会等を活用した情報の共有及び啓発の推進
- (2) スクールカウンセラーによる保護者相談の活用

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) いじめの対応状況に応じて、警察・子ども家庭支援センター等と連携した対応
- (2) 地域からの通報や情報に対する迅速な対応

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校運営連絡協議会による学校評価アンケートに、いじめ防止等に関する項目を入れ、いじめ防止に対する学校評価を実施する。
- (2) 都教育委員会が実施する「いじめ実熊調査」の実施・分析を学校評価と連動させる。
- (3) 学校評価を総合的に分析し、毎年度基本方針の改善に向けて検討を行う。

附則(26板高第1173号)

この基本方針は、平成27年4月1日から施行する。

附則(02板高第56号)

この基本方針は、令和2年4月1日から施行する。